

砺波市と砺波市内郵便局との包括連携協定に基づく道路損傷等 にかかる情報提供の協力に関する覚書

砺波市(以下「甲」という。)と砺波市内の郵便局(以下「乙」という。)は、次のとおり、道路損傷等にかかる情報提供の協力に関する覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、令和元年6月5日に締結した「砺波市と砺波市内の郵便局との包括連携協定」に基づき、甲乙間の協力による具体的な取組みの内容を定めるとともに、甲及び乙が連携して砺波市の安全・安心な地域づくりに資することを目的とする。

(取組みの内容)

第2条 乙は、砺波市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報(乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。)を提供するものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接消防、警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 道路等の異状を発見した場合
- (2) 水道の漏水を発見した場合
- (3) 住民生活に危険が及ぶような空き家の損壊を発見した場合
- (4) 住民の生命に危険が及ぶおそれのある有害鳥獣を目撃した場合
- (5) その他、住民生活の安全を脅かすような危険な状況を発見した場合

(免責)

第3条 乙は、第1条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この覚書を継続するものとし、以後もまた同様とする。

(経費の負担)

第5条 第1条に規定する協力要請に対して負担すべき費用が発生した場合は、甲乙協議の上、その負担について決定するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報(秘密情報である旨が明示された情報に限る。)を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。なお、情報の開示又は提供に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本覚書が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し質疑等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

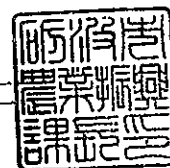
令和元年12月2日

甲 砺波市

企画総務部企画調整課長 坪田 俊明



商工農林部農業振興課長 津田 泰二



建設水道部土木課長 大浦 信雄

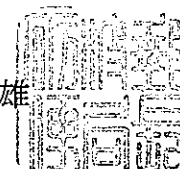


建設水道部上下水道課長 老松 司



乙 砺波市内の郵便局代表

砺波郵便局長 田呂 藤雄



油田郵便局長 櫻井 洋樹

